

改正フロン回収・破壊法」施行(その2) (フロン回収・破壊法に関するQ&A

行され、ほぼ半年が経過しました。 改正する法律が、 平成 19年 10月1日に施 する法律 (フロン回収・破壊法)」の一部を フロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関 壊するための法律である 「 特定製品に係る 凍空調機器から、 オゾン層破壊や地球温暖 冷凍・冷蔵庫、冷凍倉庫などの業務用冷 化の原因となるフロン類を適切に回収・破 今回の改正法施行にあたっては、会員の ビル空調、食品のショーケースや業務用の

な活動を展開しています。 皆さま方においても、いろいろとご尽力いた 修会の開催など、改正法の周知のため、 も、パンフレットやチラシの作成・配布、 たいているところですが、 本協議会において 本誌「トライアングル」においても、 前号 様ク 研

に関するQ&A」を掲載させていただきます 特集の第2弾として、「フロン回収・破壊法 本号では、「改正プロン回収・破壊法施行」 について特集させていただいたところですが、 で今回新たに導入された『行程管理制度』

フロン回収・破壊法に関するQ&A

対象機器関連等

- A 1 Q 1 フロン回収・破壊法の対象となる製品 はどの範囲ですか。
- 器、冷凍機器はすべて対象です。なお 業務用のエアコンディショナー、冷蔵機 家庭用のエアコン 冷蔵庫は家電

リサイクル法、カーエアコンは自動車 リサイクル法に基づきフロン回収が必

- な裾切りはないのですか。
- 架装部分の冷凍空調機器は第1種特 類回収業者及び自動車リサイクル法 の回収を行う場合には、 ショナーとなります。したがって、 サイクル法に規定する特定エアコンディ 定製品、運転席のエアコンは自動車リ 転席及び架装部分の両方からプロン類 に基づくフロン類回収業者の両方の登 第一種フロン 運
- Q 4 ディショナーのどちらに該当しますか。 リサイクル法に規定する特定エアコン 式の場合、第一種特定製品か自動車 の冷却を一つのコンプレッサーで行う方

リース契約の内容によります。 機器

機器の使用者のどちらになりますか。 特定製品廃棄等実施者はリース会社

限のある者が第一種特定製品廃棄等 の所有権を有する等、廃棄について権 リースの機器を廃棄する場合、第1種

することとなります。

する場合に「廃棄等実施者」に該当

当しません。当該中古機器を再利用

する者が新たな所有者となり、

廃棄

ば

第一種特定製品の廃棄等には該

- 用エアコンは、フロン回収・破壊法の
- 家庭用エアコンや家庭用電気冷蔵庫は ロン回収・破壊法の対象ではなく家 業務用途で使用していた場合でも、フ

- Q 2 冷凍空調機器にはプロン類の充填量に よって回収しなくてもよりというよう
- 冷蔵冷凍車の運転席用のエアコン及び 架装部専用のエアコンは対象ですか。 フロン回収・破壊法の適用となります。

Q 3

A 3

- 録が必要です。
- 冷蔵冷凍車の運転席部分と架装部分
- Q 5 A4 自動車リサイクル法に規定する特定工 店舗や事務所で使用されていた家庭 アコンディショナーとして扱います。 こ の場合は、自動車リサイクル法に基づ くフロン類回収業者の登録を受けた 者がフロン類の回収を行います。
- 対象ですか。

A 9

A 5

Q 6

一般家庭でも業務用の空調機器を使

電リサイクル法の回収制度が適用さ

うな機器の場合は、フロン回収・破 用している場合がありますが、そのよ

壊法の対象ですか。

- A2 フロン類の充填量にかかわらず、全て

A 6

対象です。業務用の冷凍空調機器で

A 7

機器を再利用することを前提として

中古機器として売却・移設する場合

Q 7

象になります。

中古機器として売却する場合について

で使用してもフロン回収・破壊法の対 あれば、所有者にかかわらず、家庭

も対象になりますか。

- A 8 Q 8
- 第 実施者となると考えられます。
- 種特定製品の整備時関連】
- 第|種特定製品の所有者が自ら整備 を行う場合、登録は必要ですか。

Q 9

機器の所有者が行う場合であっても、 の登録が必要です。またはフロン類の 行う場合には第一種プロン類回収業者 フロン類の回収作業 (抜き取り)を

委託しなければなりません。 回収作業を第一種フロン類回収業者に

- Q 10 機器からフロン類が漏れるおそれがな 収する必要がない場合、登録は必要 い整備のみを行うため、フロン類を回
- Q 11 A 10 機器の整備のため、フロン類の抜き取 フロン類の回収作業を行わなければ登 録は必要ありません。フロン類の回収 とを言います。 とは、機器からフロン類を抜き取るこ
- 再充てんした場合の扱いについてはど り作業を回収業者に委託したとき、 うすればよいですか。
- A 11 第|種特定製品整備者は再充てんしな 引いて記録を行います。 充てんした量について回収量から差し す必要があります。 回収業者は、再 かったものについて回収業者に引き渡
- Q12 ビルマル 別置型ショーケース等におい 品の廃棄等のどちらに該当しますか。 第|種特定製品の整備、第|種特定製 室内機のみを交換するような場合は、 て、室外機(熱源機)を残したまま
- A 12 室外機 (熱源機) を残したまま室内 でも廃棄等に該当します。 は、室内機をそのまま使用する場合 機 (熱源機)を交換・廃棄する場合 する場合は整備に該当します。 室外 店内のショーケースのみを交換・廃棄 ようなシステムにおいては、室内機、 機、ショーケース等のみを交換できる

【行程管理制度関連】

- Q13 行程管理票は、いつ交付すればよいの
- A 13 廃棄等実施者が直接フロン類を回収 合には委託に係る契約を締結するま ン類の引渡しを他の者に委託する場 き渡す(回収が行われる)まで、フロ 業者に引き渡す場合にはプロン類を引
- Q 14 A 14 フロン類の回収が必要なため、 第|種特定製品の全部若しくは|部を ても、行程管理票の交付が必要ですか 償若しくは無償で譲渡する場合につい として利用することを目的として有 原材料若しくは部品その他製品の一部 行程管

Α

- 理票の交付は必要です。
- Q 15 破壊業者からの破壊証明書は必要で しょうか。
- A 15 法律上は、回収業者が引取証明書を りません。 付することは法律上の義務ではあり がフロン類の破壊を証明する書面を交 交付することを否定するものではあ ません。ただし、破壊業者が書面を 交付することとなっており、破壊業者
- Q 16 A 16 回収依頼書・委託確認書発行後 30日 うな場合はどのようになりますか。 い場合や引取証明書を交付できないよ 90日を過ぎても引取証明書が届かな
- 引取証明書又は引取証明書の写しが 廃棄等実施者に届かない場合などに 都道府県知事に報告しなければなり 規定日数を過ぎても第一種特定製品 第|種特定製品廃棄等実施者は

- フロン類の回収が期間内に実施できな い理由を確認し、状況に応じた対応 ません。報告を受けた都道府県では をとることとなります。
- Q17 ビルマル、別置型ショーケース等のセパ すればよいですか。 冷凍空調機の台数はどのように記載 レートタイプ、マルチタイプの業務用
- 室内機の数にかかわらず、室外機(熱 源機)の台数を記載します。
- 18 事前確認書は法令に基づく保存義務 はありませんが、 保存しておけば特 請業者双方において所定の義務を履 定解体工事発注者、特定解体工事元
- Q19 機器の整備の際にも、フロン類を引き
- が廃棄される場合には必要となります。 は法律上の義務はありません。ただし、 整備を行ったところ、結果として機器

【第一種フロン類回収業者の登録関連】

- Q20 特定製品の廃棄者自らがフロン回収を する場合、回収業者の登録をする必 要がありますか。
- 登録が必要です。
- Q 21 整備時にフロン類を回収する場合、 登録をする必要がありますか。
- 登録が必要です。
- 現在第一種フロン類回収業者の登録を

Q 22

- A 17
- Q 18 事前確認書については保存する必要が ありますか。
- 行したことの証明となります。
- なりますか。 渡す際に行程管理票の交付が必要と
- A 19 行程管理票の交付は機器の整備時に

Q23 回収の注文を受けて、実際の回収は A 22 新たに登録を受ける必要はありません 受けていますが、第1種特定製品の整 登録した回収業者に委託する方式を 備時にフロン類を回収する場合、 に登録する必要がありますか。

- A 23 回収の注文を受けてプロン類を回収業 者に引き渡す場合は、注文を受けた とる場合でも登録が必要ですか。
- Q24 A県内で使用していた特定製品につい 回収業者)がB県に第一種特定製品 て、廃棄者(又は委託を受けた者) 者は引渡し受託者になります。引渡 回収業者の登録は不要ですか。 を行う場合、A県においてはプロン類 を移動させ、B県内でプロン類の回収 いため登録は不要です。 し受託者は、自ら回収作業を行わな
- A 24 移動に際してフロン類の回収の必要が 録が必要です。 A県の登録は不要であり、B県の登 ない第一種特定製品に限られますが、



A 25 回収業者は、回収業務を行う地域を 収業者の義務として、各登録回収業 が必要です。 回収量報告についても回 があります。 者が登録先の都道府県別に行う必要 を行う都道府県で登録を受けること る必要がありますので、実際に回収 管轄する都道府県知事の登録を受け

Q 26 回収業者から委託を受けて、破壊業 必要ですか。 者にフロン類を運搬する場合、登録は

A 26 登録は不要です。 ただしフロン類の運 搬に関する基準を遵守する必要があ

Q 27 機器のレンタル業をしています。 機器 の使用終了時点でプロン類の回収を行 いますが、当該機器が廃棄されない 場合は「整備」の範疇と考えていいで

整備に該当します。

Q 28 ビルの解体工事など廃棄に際して、 元 ろしいですか。 をしなければならないということでよ ン類の回収作業を行う下請側が登録 請と下請がいる場合には、実際にフロ

A 28 フロン類の回収作業を行う者 (この場 合下請側)が登録する必要があります。

Q 29 ポンプダウンと回収 (吸引作業)を別 の場所で行う場合、ポンプダウンを行

> 必要ですか。 う区域を管轄する都道府県の登録も

A 29 ポンプダウン自体は回収作業に当たら ダウンだけでは冷媒が配管内に残るた 充填を行っている場合が多く、ポンプ 必要となります。しかし、別置型の ダウン後の回収作業については登録が ないので、 登録は不要ですが、 ポンプ 業務用冷凍空調機器は、冷媒の追加 現場回収が原則となります。

Q 30 回収作業を実施する可能性のある県 に全部登録しなければなりませんか。

A 30 登録をしていない県において回収作業 を行うことはできません。

Q 31 親会社が登録してあれば、回収して いいですか。

する必要があります。

実際に回収作業を行う事業者が登録

A 31

Q 32 登録申請内容の「事業所」の単位は どのように考えたら良いですか。

A 32 一般に回収を行うための拠点と考えら

Q 33 フロン類の回収を行う事業所を複数 すれば良いのでしょうか。 有する場合の申請方法はどのように

Q 34 A 33 組合員の中に回収機を持つていない業 第一種特定製品に係るプロン回収を行 ている回収機を貸し出すことで、申 者がいます。 例えば、 組合が所有し れを一括して申請することができます。 する者の場合、都道府県単位で、こ う事業所を同一都道府県内に複数有

A 34 申請することは可能です。業者が回 収作業に当たる際に回収機を確実に 請しても良いのでしょうか。

等の添付が求められます。

Q 35 A 35

があります。

続きはどうなりますか。

法律上は、承継届はありません。 併又は分割後の新法人が旧法人と同 された側が廃業届出書を出すことに 法人と同一人格の場合は変更届書、 合併の場合は、吸収合併した側が旧 し直す必要があります。また、吸収 人格でない場合は、新法人で登録を 合

Q 37 といけませんか。

A 37

Q 38 充てん量が50㎏以上の特定製品から の能力が2008/分と規定した理由 フロン類を回収する場合、回収設備 は何ですか。

A 38 充てん量の多い特定製品の場合、 収能力の小さい設備で回収作業を行 うと、作業が長時間に及ぶこととな 回

るため、組合の共同使用規定の写し 使えるようになっていることを確認す

登録申請等における「法人の代表者 の氏名」については、代表者ではない 者の名で申請することは可能ですか。

登録申請等に係る申請氏名は、委任 状が添付されていれば代理人でも可 者の氏名は代表者の氏名である必要 能ですが、登録事項となる法人代表

会社の合併等の場合、承継に係る手

回収業者は産廃業の許可を受けない

フロン回収・破壊法上、産廃業の許 ける場合には、別途これを遵守する ません。ただし、廃掃法の適用を受 ことが当然必要です。 可は、回収業者の登録要件ではあり

Q 39

機器全体で50㎏以上の充てん量があ

るおそれがあるためです。

り、それだけ不法放出の機会が増え

りますが、放熱器とコンプレッサーが

A 39 一体型として組み立てられた機器であ 2つ並列に設置されており、各々のバ ルブが付いているので、別々に抜くこと ロン類の充てん量が50㎏以上の機器に ができます。この場合、この機器はフ 考えます。 れば、 50㎏以上の充てん量があると 該当しますか。

回収基準関連】

Q 40 なぜ、フロン類の区分によって吸引圧 力が異なるのですか。

A 40 フロン類の種類によって沸点が異なり、 収効率を達成できる吸引圧力を設定 ことになります。そこで、理論的な ロン類の種類によって残ガス量が異なる 計算を基にして、概ね9%以上の回 がって同じ吸引圧力値であっても、フ 質量が異なることになります。 した 同じ温度と同じ圧力のもとでもガスの



- 区力が異なるのですか。 日力が異なるのですか。
- 41 同じ吸引圧力下では、充てん量が多いものほど残存するフロン類の量が多のでんなります。このことを考慮に入れ、くなります。このことを考慮に入れ、のほど残存するフロン類の量が多いものほど残存するフロン類の量が多
- して回収しても良りですか。
- A 2 高圧ガス保安法の違反行為に当たり は定を遵守出来なくなります。 現定を遵守出来なくなります。 現定を遵守出来なくなります。 現定を遵守出来なくなります。
- Q43 十分な知見を有する者の基準はあり
- ものではありません。 定の資格や業務経験年数を限定する 業に精通した者を意味しますが、特 関する知識を持ち、プロン類の回収作 関する知識を持ち、プロン類の回収作 関する知識を持ち、プロン類の回収作
- Q44 資格は必要ないのでしょうか。

【第一種フロン類回収業者の引取義務について】

- なりませんか。 を依頼された場合、回収しなければの4 取り扱っていない製品からのフロン回収
- A 45 回収しようとするフロン類として登録 したもの (C F C 、 H C F C 、 H F C の別) は、回収業者は正当な理由が ない場合、回収しなければなりません。 ただし、製品によっては取扱いが難し く、技術的に回収が困難な場合や回 収業者の取り扱う製品、事業範囲が 限定的である場合には断ることができ ると考えられます。登録の申請書備 ると考えられます。登録の申請書備 ると考えられます。登録の申請書備 ると考えられます。
- 可能ですか。 可能ですか。 可能ですか。 日で他の回収業者に依頼することは 由で他の回収業者に依頼することは 日本の 原棄等実施者から回収依頼を受けた
- 44 回収依頼を受けても、受入れ能力を超えていれば正当な理由として断ることができます。回収を引き受けた後とができます。回収を引き受けた後とができます。回収を引き受けた後
- Q47 回収のために現場に行ったところ、家の名 なが必要ですので、その旨依頼者にとが必要ですので、その旨依頼者にとが必要ですので、その旨依頼者にとが必要ですのでしょうか。
- 収に行ったものの、フロン類が抜けてお Q48 回収依頼書・委託確認書を受け回

うか。明書や記録はどうすれば良いのでしょり回収できなかった場合は、引取証

A 48「回収量の」として、帳簿への記録、 名 48「回収量の」として、帳簿への記録、 な調機器は通常複数あり、全ての機 空調機器は通常複数あり、全ての機 で調機器は通常複数あり、全ての機 で調機器は通常複数あり、全ての機 とは考え難く、このような場合は不 とが行われている可能性がありますの で、都道府県に連絡してください。建

定しなければなりません。

先としては、あくまでこれら3者を指

【第|種フロン類回収業者の引渡義務について】

- の機器に戻すことはよりのでしょうか。 の機器に戻すことはよりのでしょうか。 Q4 整備の際に回収したフロン類を再びそ
- Q50 機器に再充てんした場合の記録の扱いけた回収業者が行う必要があります。 けた回収業者が行う必要があります。
- A 50 第1種特定製品整備者は再充てんしなA 50 第1種特定製品整備者は再充てんした
- と回収量は0となるので、「回収量0」51 再充てんしたプロン類の量を差し引くへの記録は不要ですか。
- 渡しても問題ないですか。 Q52 回収したフロン類を運搬業者に引き

として記録を行って下さり。

渡せるのは、「フロン類破壊業者」、「再A52 回収業者が回収したフロン類を引き

託することはできます。ただし運搬への引渡しの際に運搬業者へ運搬を委の3者だけです。もちろんこれらの者利用業者」、「都道府県が認める者」

です。 今回掲載させていただいた内容については、 今回掲載させていただいた内容については、 今回掲載させていただいた内容については、 今回掲載させていただいた内容については、 の質疑応答集より抜粋 (一部編集) したもの質疑応答集より抜粋 (一部編集) したもの質疑応答集より抜粋 (一部編集) したものです。



ロン回収普及啓発用パンフレット 及びチラシを作成しました。 普及啓発用、社内研修用など 積極的にご活用下さい

ルするとともに、 啓発用チラシ「しっかり! 地域から地球環境、オゾン層」をリコーア はあなたです」を作成しました。 きちんと!フロン回収 の啓発用パンフト・フロンを回収しよう! 本協議会では、この度、フロン回収のため 美しい地球を守るの

啓発用チラシ

「しっかり!きちんと!フロン回収 美しい地球を守るのはあなたです」

啓発用パンフレット

フロンを回収しよう!

地域から守ろう!地球環境、

オソン層

成しました。(内容等作成にあたっては、近 機器所有者(ユーザー・ビルオーナー等) 法」の内容について、主に業務用冷凍空調 等のみなさんに説明するための資料として作 昨年10月に改正された「フロン回収破壊

> だくなど、ご自由にご活用ください 畿冷凍空調工業会にご協力いただきました。) 分空けてありますので、 社名等入れていた なお、裏面のお問い合わせ欄は、本協議 近畿冷凍空調工業会のほか、1区画

> > です。ページも8ページに増やし、 形式も使 を全般にわかりやすくまとめたパンフレット やその仕組みなど、フロン回収に関する内容 や地球温暖化への影響、フロン回収の必要性

いやすいパンフレットタイプにしました。

こんなときにご利用下さい。

こんなときにご利用下さい。

- 顧客等一般ユーザー・ビルオーナーへの 社内での啓発、研修資料等として 普及啓発、説明用資料として

各種イベント等での普及啓発用資料と

顧客等一般ユーザーへの普及啓発、 社内での啓発、研修資料等として

説明

用資料として







全ての会員のみなさんあてご送付させていた だいております。 今回作成したパンフリットは、3月上旬に

だきましたので、必要な場合は、お気軽に いただけるよう在庫も多数用意させていた 会員のみなさんにいろいろな場面でご活用

ろしくお願いします いただきますようよ 普及啓発等に努めて いただき、今後とも を積極的にご活用頂 これらパソフレット等 みんなでフロンを 回収しよう!



正された「フロン回収破壊法」の内容を盛

これまでのリーフしっトに、 昨年 10月に改

事務局までご連絡くださり 円滑に行われるため フロン回収がより

はじめに

フロン回収破壊法に基づく 平成18年度の業務用冷凍空調機器からの ロン類の回収量等の集計結果について

環境省より平成18年度の第一種特定製品にかかるフロン類の回収量の集計結果について 平成19年11月20日に報道発表がありました。18年度に第一種特定製品から回収されたフロン類の量は 約2,541トシで17年度と比較して約10.6%増となっています。

製品にかかるフロン類の回収量の集計結果

環境省より公表されました。

これに基づき、「 平成 18 年度の第1種特定

1のとおりで、

回収量等の集計結果

が、CFC、HFCについても回収量は増加 2,541トンのプロン類が回収されました。 りで、ウエイトはHCFCが大半を占めます がら、回収量では10.6%増となっていま 前年度と比較すると、台数は2.9%減な 回収量等の平成 第一種フロン類回収業者によるフロン類の また、種類別の回収状況は表2のとお 約 18 年度分の集計結果は表 88 万台の機器から約

す (法第46条)。 の実施の確保等に関する法律」(以下「フロ び破壊の状況等を公表することとなっていま 整理し、当該機器に係るプロン類の回収及 またさらに、主務大臣は、この通知情報を 通知することとなっています (法第22条)。 県知事に報告することが義務付けられてお 前年度に回収したフロン類の量等を都道府 ら冷媒プロン類を回収する者として都道府 務大臣 (経済産業大臣及び環境大臣) に 県知事の登録を受けている者) は毎年度、 フロン類回収業者 (業務用冷凍空調機器か ン回収・破壊法」という。) により、第1種 「特定製品に係るプロン類の回収及び破壊 都道府県知事は、その報告事項を主

第一種フロン類回収業者の回収量等の報告の18年度集計結果

	CFC	HCFC	HFC	合計	前年度合計	増減 -)	増減率(/)
回収した第一種特定製品の台数(台)	115,157	597,874	165,399	878,430	904,713	26,283	2.9%
回収した量(kg)	348,273	1,986,577	206,307	2,541,157	2,297,873	243,284	10.6%
年度当初の保管量(kg)	24,330	112,498	15,312	152,140	160,267	8,137	5.1%
破壊業者に引き渡された量(kg)	283,444	1,657,661	170,578	2,111,683	1,865,687	245,309	13.1%
再利用等された量(kg)	63,047	325,321	33,974	422,343	434,458	12,150	2.8%
年度末の保管量(kg)	26,070	116,111	17,065	159,246	157,890	1,965	1.2%

注:小数点未満を四捨五入したため、表中の数値の和及び差は必ずしも合計欄の値に一致しない。

の状況を書面で管理する行程管理制度の導 収の徹底のための取組が必要です。 入、整備時のフロン回収義務の明確化等を 冷媒プロン類の総廃棄量に対する回収率 実に成果を上げているようです。 しかし、 フロン回収・破壊法施行5年目を迎え、 フロン類について前年度から増加しており、 平成 19年 10月より、フロン類の引渡 フロン類の回収量は、 50%程度と推定され、さらにフロン類 対象となるすべての 着 36

種類別回収台数及び回収量の対前年度比較

	CFC		нс	FC	HFC		
	台数(台)	回収量(kg)	台数(台)	回収量(kg)	台数(台)	回収量(kg)	
18年度 1 (構成比率)	115,157	348,273 (13.7%)	597,874	1,986,577 (78.2%)	165,399	206,307 (8.1%)	
17年度 ² (構成比率)	138,928	291,546 (12.7%)	638,036	1,823,459 (79.4%)	127,749	182,868 (8.0%)	
増減(1-2)	23,771	56,727	40,162	163,118	37,650	23,439	
増減率(1/2)	82.9%	119.5%	93.7%	108.9%	129.5%	112.8%	

注:小数点未満を四捨五入したため、表中の数値の和及び差は必ずしも合計欄の値に一致しない。

は れたところであり、環境省及び経済産業省 類の回収が徹底されるよう努めていくこと 柱とする改正フロン回収・破壊法が施行さ 引き続き改正法の周知を図り、 75

都道府県別回収状況及び兵庫県での 収状況

ます。

では、 3物質 (CFC、 となっています。HCFCについては、 は第 14 位の北海道が、 に愛知県が第1位となっており、回収量で CFCについては、回収台数・回収量とも 庫県は99、898㎏で第7位となっています。 0 0 2 7 3 なっています。 台で第1位、 フロン類の回収状況を都道府県別に見ると、 た、 2,035㎏で第1位、 兵庫県が 回収台数は、愛知県が80,992 ,674kgで第3位となっており、 ,035㎏で第2位、 それぞれの物質毎に見ると、 東京都が71、221台で第 また、 67、770台で第3位と HCFC、HFC)の合計 回収量では東京都が 回収台数で第2位 大阪 愛 知県 回収台 府 兵 が

H18都道府県別回収量(上位10団体)

18.690 全国平均

3物質合計

別ともに回収台数が第3位、回収量が第7

引き離し第1位となっています。

兵庫県については、3物質合計、

各物質

等された量では静岡県が2位以下を大きく

者への引渡量は愛知県が第1位で、 それぞれ第1位となっており、 回収台数は静岡県が、

回収量は愛知県が

また破壊業

再利用

県が第2位となっています。 HFCについては 数・回収量ともに東京都が第1位、

順位 回収製品台数 回収量 再利用等された量 破壊業者引渡量 1 愛知県 80,992 東京都 412,035 東京都 386,650 千葉県 37,663 71,221 愛知県 273,035 愛知県 静岡県 2 東京都 244,503 35,772 3 67,770 大阪府 200,674 神奈川県 178,380 山口県 29,651 62.339 神奈川県 195.070 大阪府 大阪府 29.548 4 大阪府 172.015 5 埼玉県 52.609 千葉県 120,038 兵庫県 88 432 愛知県 27,821 23,971 6 神奈川県 50,336 静岡県 118.973 千葉県 82,769 広島県 7 福岡県 45,145 兵庫県 埼玉県 82,748 東京都 22,955 8 群馬県 42.738 静岡県 81.977 福岡県 18.845 埼玉県 92.835 9 茨城県 37,782 福岡県 76.644 茨城県 55,742 宮城県 16.525 10 静岡県 35,771 茨城県 63,924 福岡県 55,594 神奈川県 15,977

54.067 全国平均

CEC

全国平均

11

8.986 (単位:台・kg)

11,005

44.929 全国平均

(単位:台·kg)

ОГ	·C						(=	<u>-</u> ш.ы, б
順位	回収製品台数回収量		又量	破壊業者引渡量		再利用等された量		
1	愛知県	12,957	愛知県	84,136	愛知県	77,105	山口県	22,099
2	北海道	10,600	東京都	56,354	東京都	56,227	千葉県	12,851
3	兵庫県	9,862	大阪府	31,856	神奈川県	27,440	愛知県	7,029
4	埼玉県	8,765	神奈川県	27,627	大阪府	25,144	大阪府	5,582
5	大阪府	8,430	千葉県	25,541	千葉県	12,646	広島県	1,513
6	神奈川県	5,949	山口県	23,837	兵庫県	7,782	岡山県	1,474
7	東京都	5,243	兵庫県	7,956	静岡県	6,624	岩手県	918
8	福島県	5,188	静岡県	7,691	埼玉県	6,548	北海道	893
9	茨城県	4,953	福岡県	7,283	福岡県	5,533	栃木県	774
10	福岡県	4,683	埼玉県	6,972	三重県	4,151	愛媛県	737
24	-	_	_	-	-	_	兵庫県	236
	全国亚约	2 450	全国亚约	7 410	全国亚约	6.031	夕国亚 均	1 341

(単位:台・k g) HCEC

П	(FE. E. K. g							
順位	回収製品台数回		双量 破壊業者		鈏渡量	再利用等	された量	
1	東京都	58,724	東京都	332,665	東京都	308,758	静岡県	26,057
2	愛知県	55,414	愛知県	164,111	愛知県	144,332	千葉県	24,408
3	兵庫県	43,757	神奈川県	152,886	神奈川県	138,424	東京都	21,729
4	大阪府	38,898	大阪府	149,411	大阪府	129,111	大阪府	21,675
5	埼玉県	36,019	静岡県	95,138	兵庫県	70,563	広島県	20,609
6	福岡県	32,026	千葉県	81,397	埼玉県	69,976	愛知県	19,094
7	群馬県	31,238	兵庫県	79,524	静岡県	68,320	福岡県	17,590
8	神奈川県	31,115	埼玉県	78,733	千葉県	57,395	宮城県	15,708
9	茨城県	24,585	福岡県	64,222	茨城県	47,556	神奈川県	13,769
10	宮城県	20,217	茨城県	55,421	福岡県	46,541	兵庫県	8,755
_	全国亚均	12 721	全国亚均	42 268	全国亚均	35 269	全国亚均	6 922

HH	HFC (単位:台·kg								
順位	回収製品台数		回収量		破壊業者	皆引渡量	再利用等された量		
1	静岡県	15,713	愛知県	24,788	愛知県	23,067	静岡県	9,159	
2	大阪府	15,011	東京都	23,016	東京都	21,665	大阪府	2,291	
3	兵庫県	14,151	大阪府	19,407	大阪府	17,760	兵庫県	2,014	
4	神奈川県	13,272	静岡県	16,144	千葉県	12,728	広島県	1,849	
5	愛知県	12,621	神奈川県	14,557	神奈川県	12,517	神奈川県	1,811	
6	群馬県	9,865	千葉県	13,100	兵庫県	10,087	愛知県	1,698	
7	千葉県	9,689	兵庫県	12,418	静岡県	7,033	和歌山県	1,186	
8	福岡県	8,436	埼玉県	7,130	埼玉県	6,224	長野県	1,127	
9	茨城県	8,244	岡山県	5,904	岡山県	5,102	東京都	1,118	
10	埼玉県	7,825	福岡県	5,139	茨城県	4,171	埼玉県	829	
_	全国平均	3,519	全国平均	4,390	全国平均	3.629	全国平均	723	

が第6位、 CFCが第6位、HCFCが第5位、 された量ではCFCが第24 11位となっています。 10 位 HFCが第3位、 3物質合計で第5位、 3物質合計で第 位 **HCFCが** 再利用等 H F C

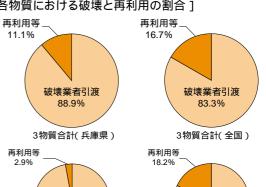
位となっており、

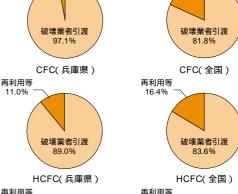
また破壊業者への引渡量は

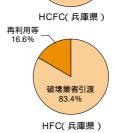
てについては全国と同水準にあるものの、 壊業者への引渡量のウエイトが高くなってい れた量の比率について見ると、兵庫県はHF また、破壊業者への引渡量と再利用等さ 全国に比べ破

FC及びHCFCについては、

[各物質における破壊と再利用の割合]









報等をお待ちしています! るため、 トライア 会員の皆さん方からの情 ングルの内容を充実させ

神戸市

0

1

3

4

5

2

6

8

神戸県民局

〒650-0004

尼崎市、西宮市、芦屋市

〒660-8588

阪神南県民局

阪神北県民局

東播磨県民局

北播磨県民局

中播磨県民局

西播磨県民局

〒678-1205

但馬県民局

〒668-0025

〒669-3309

〒670-0947

姫路市、神河町、市川町、福崎町

〒673-1431

T675-8566

〒665-8567

伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町

明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町

西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

19年 10月 1日以降に引き取法改正前の旧様式第3、平成月 30日までに引き取った量は 3で報告していただくこととな は平法 は原則として、平成 19 年度の日法が施行された た量は法改正後の新様式第 年度の回収量等報告 平成 19 年 9

環境課 TEL(078)361-8629

神戸市中央区中山手通6-1-1

環境課 TEL(06)6481-7641

環境課 TEL(0797)83-3101

環境課 TEL(0794)21-1101

環境課 TEL(0795)42-5111

環境課 TEL(0792)81-3001

環境課 TEL(0791)58-2100

TEL(0796)23-1001

TEL(0795)72-0500

赤穂郡上郡町光都2-25

丹波市柏原町柏原688

加東市社字西柿1075-2

姫路市北条1-98

豊岡市幸町7-11

相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町

環境課

環境課

加古川市加古川町寺家町天神木97-1

尼崎市東難波町5-21-8

宝塚市旭町2-4-15

地域別受付県民局名(住所/電話番号)

行されたことに伴い19年 10月 1 日に改正 1 日に改正

attention

平 施成

意下さい

こ注

年3月3日のフロン類 その他 報告期限] ていた方のみ) 6月30日(月)締切

第

種フロン類回収業者

(すべての方)

[報告期限

5月15日(木)締切

サービス)」 案内・様式提供 (申請書等ダウンロード 人手できます。 (「電子県庁」 申請書類は兵庫県ホームペー 「キーワード:『フロン』) ジからも 「手続

第二種フロン類回収業者

(自動車フロン券がついたフロンを 平成19年3月31日時点で保管され

4月1日~平成 回収量等について、

20

ご報告ください。

「フロン

破壊法」

に基づく平成

19 年 第

種

第

|種フロン類回収業者の皆さま

問い合わせ先

兵庫県健康生活部環境管理局大気課

E-mail. Taikika@pref.hyogo.lg.jp Tel. 078(341)7711(内線3369) 大気環境係

提出先

名より阪神南県民局となります。 桁目が管轄県民局の番号です。 5桁目が「1」 例:281010001 登録番号(28で始まる9桁の番号) であるため左図県民

篠山市、丹波市 丹波県民局

洲本市、南あわじ市、淡路市

豐岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町

淡路県民局 TEL (0799)22-3541 **〒**656-0021 洲本市塩屋2-4-5

トライアングル (2008.3)第42号

~ 県民・事業者・行政が一体となって~



みんなで止めよう温暖化

ーム・マイナス6%

発行:兵庫県フロン回収・処理推進協議会

Hyogo Association for Recycling and Destruction Of CFC's (HARDOC)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1(兵庫県庁大気課内)

TEL.078-362-3285 / FAX.078-362-3966

URL. http://www.hardoc.org





